

久喜市議会
令和8年2月定例会議議案

議 案 目 録

議案第 83号	令和7年度久喜市一般会計補正予算（第10号）について	1
議案第 84号	令和7年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について	2
議案第 85号	令和7年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第5号）について	3
議案第 86号	令和7年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	4
議案第 87号	令和7年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について	5
議案第 88号	令和7年度久喜市下水道事業会計補正予算（第3号）について	6
議案第 89号	令和8年度久喜市一般会計予算について	7
議案第 90号	令和8年度久喜市国民健康保険特別会計予算について	8
議案第 91号	令和8年度久喜市介護保険特別会計予算について	9
議案第 92号	令和8年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算について	10
議案第 93号	令和8年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算について	11
議案第 94号	令和8年度久喜市水道事業会計予算について	12
議案第 95号	令和8年度久喜市下水道事業会計予算について	13
議案第 96号	久喜市公告式条例及び久喜市行政手続条例の一部を改正する条例	14
議案第 97号	久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	18
議案第 98号	久喜市介護保険条例の一部を改正する条例	19
議案第 99号	久喜市保育所条例の一部を改正する条例	23

議案第 100号	久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	24
議案第 101号	久喜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	27
議案第 102号	久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	28
議案第 103号	久喜市屋内型こどもの遊び場条例の一部を改正する条例	29
議案第 104号	久喜市手数料条例の一部を改正する条例	31
議案第 105号	久喜市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例	33
議案第 106号	久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例	35
議案第 107号	路線の認定について	39
議案第 108号	路線の廃止について	40
報告第 26号	専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）	41
報告第 27号	専決処分の報告について（令和7年度久喜市一般会計補正予算（第9号））	43
報告第 28号	賃貸借契約の締結の報告について（複合機及びICカード認証印刷基盤等賃貸借）	45

議案第 83 号

令和 7 年度久喜市一般会計補正予算（第 10 号）について

令和7年度久喜市一般会計補正予算(第10号)を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 1 月 2 7 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 8 4 号

令和 7 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について

令和7年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 1 月 2 7 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 85 号

令和 7 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について

令和7年度久喜市介護保険特別会計補正予算(第5号)を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 1 月 2 7 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 86 号

令和 7 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 7 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 1 月 27 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 87 号

令和 7 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 7 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 1 月 27 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 88 号

令和 7 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

令和7年度久喜市下水道事業会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 1 月 2 7 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 89 号

令和 8 年度久喜市一般会計予算について

令和8年度久喜市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 1 月 27 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第90号

令和8年度久喜市国民健康保険特別会計予算について

令和8年度久喜市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年1月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第91号

令和8年度久喜市介護保険特別会計予算について

令和8年度久喜市介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年1月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第92号

令和8年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算について

令和8年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年1月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 93 号

令和 8 年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算について

令和8年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 1 月 27 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第94号

令和8年度久喜市水道事業会計予算について

令和8年度久喜市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年1月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第95号

令和8年度久喜市下水道事業会計予算について

令和8年度久喜市下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年1月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第96号

久喜市公告式条例及び久喜市行政手続条例の一部を改正する条例

(久喜市公告式条例の一部改正)

第1条 久喜市公告式条例(平成22年久喜市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 条例の公布は、市のホームページに設置した掲示場に掲示すること(公布する事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。)を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることをいう。)により行うものとする。ただし、自動公衆送信に係る障害その他特別の事由があるときは、久喜市役所に設置する掲示場に掲示することにより行うことができるものとする。

第3条中「これを」を「ついて」に改める。

第4条第1項中「記入して市長印を押さなければならない」を「記入しなければならない」に改め、同条第2項中「これを」を「ついて」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項ただし書の規定を準用して久喜市役所に設置する掲示場に掲示するときは、市長印を押さなければならない。

第5条第1項中「これを」を「ついて」に改め、同条第2項中「これを」を「ついて」に改め、「氏名」と、「」の次に「同条第2項中」を加える。

(久喜市行政手続条例の一部改正)

第2条 久喜市行政手続条例(平成22年久喜市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公

示事項」という。)を行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令(令和7年総務省令第103号)に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合において、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項前段中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、同項後段中「第3項」の次に「及び第4項」を、「参加人」と、「」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた日」を「、当該措置を開始した日」に改める。

第29条中「第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の久喜市公告式条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にする公布について適用し、施行日前にした公布については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の久喜市行政手続条例第15条第3項及び第4項(これらの規定を同条又は他の条例において準用する場合を含む。)の規定は、附則第1項ただし書に規定する施行の日以後にする公示の方法による通知について適用し、同日前にした公示の方法による通知については、なお従前の例による。(久喜市監査委員に関する条例の一部改正)
- 4 久喜市監査委員に関する条例(平成22年久喜市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第98条第2項」を「法第98条第2項」に、「第199条第9項」を

「法第199条第9項」に、「第235条の2第3項」を「法第235条の2第3項」に、「第243条の2の8第3項」を「法第243条の2の8第3項」に改める。

第9条中「に規定する掲示場に掲示して行う」を「の規定の例により行うものとする」に改める。

(久喜市監査委員に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 前項の規定による改正後の久喜市監査委員に関する条例第9条の規定は、施行日以後にする公表について適用し、施行日前にした公表については、なお従前の例による。

(久喜市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正)

- 6 久喜市財政事情の作成及び公表に関する条例(平成22年久喜市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「これを」を削り、同条第3項中「1箇月以内においてこれをなさなければならない」を「1か月以内としなければならない」に改める。

第4条第1項中「による」を「第2条第2項の規定の例により行うものとする」に改める。

第5条中「これを」を「別に」に改める。

(久喜市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 前項の規定による改正後の久喜市財政事情の作成及び公表に関する条例第4条第1項の規定は、施行日以後にする公表について適用し、施行日前にした公表については、なお従前の例による。

(久喜市税条例の一部改正)

- 8 久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第18条中「第2条」を「第2条第2項ただし書」に改める。

(久喜市税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 前項の規定による改正後の久喜市税条例第18条の規定は、施行日以後にする公示送達について適用し、施行日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(久喜市市営住宅条例の一部改正)

- 10 久喜市市営住宅条例(平成22年久喜市条例第202号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「に規定する掲示場への掲示」を「第2条第2項の規定の例による方法」に改める。

(久喜市市営住宅条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 前項の規定による改正後の久喜市市営住宅条例第4条第1項第1号の規定は、施行日以後にする公募について適用し、施行日前にした公募については、なお従前の例による。

令和8年1月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第97号

久喜市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表保育園医の項、保育園歯科医の項、学校医の項及び学校歯科医の項中「138,000円」を「190,000円」に改め、同表学校薬剤師の項中「100,000円」を「110,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年1月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

特別職非常勤職員の報酬額の改定を行いたいので、この案を提出するものがあります。

議案第98号

久喜市介護保険条例の一部を改正する条例

久喜市介護保険条例(平成22年久喜市条例第144号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び5項を加える。

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

- 13 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この項から第16項までにおいて同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。
- 14 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第

7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

- 15 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特

別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

16 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、

同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

17 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年1月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令に準じ、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第99号

久喜市保育所条例の一部を改正する条例

久喜市保育所条例(平成22年久喜市条例第121号)の一部を次のように改正する。
第6条第1号及び第2号中「月曜日から金曜日までの」を削り、同条第3号を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年1月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市立保育所における土曜日の保育時間を延長するための改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第100号

久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年久喜市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(最低基準の目的)

第3条 この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(市長の監督に属する乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及びその保護者に対する援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

第6条第7項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第7条の見出し中「非常災害対策」を「非常災害」に改め、同条第1項中「乳児等通園支援事業所において」を「乳児等通園支援事業者」に改め、「訓練」の次に「(次項の訓練を除く。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する訓練のうち、避難及び消火に対する訓練」を「乳児等通園支援事業者」に改め、「毎月1回」の次に「、避難及び消火に関する訓練を」を加える。

第10条の見出しを「(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)」に改め、同条中「乳児等通園支援事業において利用乳幼児の乳児等通園支援に従事する」を「乳児等通園支援事業所の」に改める。

第11条の見出し中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改め、同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、「それぞれの」を削る。

第14条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条の見出し中「内部」を「乳児等通園支援事業所内部」に改め、同条各号列記以外の部分及び第1号中「事業」を「乳児等通園支援事業」に改め、同条第2号中「行う」を「提供する」に改め、同条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削る。

第18条の見出しを「(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「認定こども園」の次に「(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)」を加え、「当該施設又は事業に係る利用定員」を「その施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」に改める。

第22条各号列記以外の部分中「一般型乳児等通園支援事業所」を「一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)」に改め、同条第4号中「乳児等通園支援」の次に「の提供」を加え、同条第5号及び第6号中「乳児等通園支援室」を「保育室」に改め、同条第7号中「乳児等通園支援室」を「保育室」に改め、「乳児等通園支援」の次に「の提供」を加え、同条第8号中「乳児等通園支援室」を「保育室」に、「乳児等通園支援室等」を「保育室等」に、「乳児等通園支援事業室等」を「保育室等」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第24条中「乳児等通園支援事業を利用する乳幼児」を「利用乳幼児」に改める。

第26条中「余裕活用型乳児等通園支援事業所」を「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)」に改める。

第27条後段を削る。

第28条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定、第11条の改正規定(「それぞれの」を削る部分に限る。)、第17条の改正規定(「乳児及び幼児の区分ごとの」を削る部分を除く。)、第18条、第22条、第24条及び第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和8年1月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第101号

久喜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

久喜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(令和7年久喜
市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、次に掲げる支給対象小学校就学前子どもの区分ごとに」を削
り、同項各号を削り、同条第2項中「当該特定乳児等通園支援事業者」の次に
「が提供する特定乳児等通園支援」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年1月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の公布に伴い、所要の改正を行
いたいので、この案を提出するものであります。

議案第102号

久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

久喜市放課後児童クラブ条例(平成22年久喜市条例第122号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

久喜市立風の子学童保育クラブ	久喜市南栗橋4丁目21番地1	50人
久喜市立風の子南学童保育クラブ	久喜市南栗橋4丁目21番地1	40人

」

を

「

久喜市立風の子学童保育クラブ	久喜市南栗橋4丁目21番地1	90人
----------------	----------------	-----

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年1月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

「風の子学童保育クラブ」及び「風の子南学童保育クラブ」を統合して運営を行うため、この案を提出するものであります。

議案第103号

久喜市屋内型こどもの遊び場条例の一部を改正する条例

久喜市屋内型こどもの遊び場条例(令和6年久喜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第13条を第17条とし、第12条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、遊び場の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。次条第1項において「法」という。)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、遊び場の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第3条各号に掲げる業務

(2) 遊び場の施設(設備及び物品を含む。以下同じ。)の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務(第15条第1項において「指定管理業務」という。)を行う場合における第6条から第8条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第14条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に遊び場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が第9条に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付等)

第15条 利用者は、指定管理者が指定管理業務を行う場合においては、第9条の規定にかかわらず、前条第2項の規定により指定管理者が定めた利用料金を遊び場の利用の許可の際に指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、利用者が前項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

3 市又は指定管理者は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(利用料金の返還)

第16条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

- (1) 第8条第3号若しくは第4号の規定により指定管理者が遊び場の利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、遊び場の施設等を利用することができないとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定管理者に遊び場の管理を行わせるときは、施行日前に改正前の久喜市屋内型こどもの遊び場条例の規定により市長がした利用の許可その他の処分(施行日以後の利用に係るものに限る。)又は市長に対してされた申請その他の行為(施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。)は、施行日以後における改正後の久喜市屋内型こどもの遊び場条例の適用については、同条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

令和8年1月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市屋内型こどもの遊び場の管理運営に指定管理者制度を導入することに伴い、この案を提出するものであります。

議案第104号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第5条第1項第4号中「第87項」を「第94項」に改める。

第6条中「第70項」を「第74項」に改める。

別表第1第39項及び第40項中「300円」を「400円」に改め、同表第41項中「建築計画概要書」を「建築計画概要書等」に、「300円」を「400円」に改める。

別表第2第72項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表第73項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改め、同表第86項を次のように改める。

86	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項の規定に基づくマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	160,000円
----	--	--	----------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定（「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める部分に限る。）、第5条第1項第4号の改正規定及び第6条の改正規定並びに別表第2第72項及び同表第73項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和8年1月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

建築台帳記載事項証明書等の交付手数料を改めること、また、関係法令の改正

に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第105号

久喜市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例

(久喜市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第1条 久喜市農業集落排水処理施設条例(平成22年久喜市条例第159号)の一部を次のように改正する。

第23条の表北青柳地区農業集落排水処理施設維持管理組合の項及び塚田地区集落排水処理施設維持管理組合の項を削る。

別表第1久喜市北青柳地区農業集落排水処理施設の項及び久喜市塚田地区集落排水処理施設の項を削る。

(久喜市農業集落排水処理事業の受益者分担金に関する条例の一部改正)

第2条 久喜市農業集落排水処理事業の受益者分担金に関する条例(平成22年久喜市条例第160号)の一部を次のように改正する。

別表北青柳地区の項及び塚田地区の項を削る。

(久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 久喜市下水道事業の設置等に関する条例(平成28年久喜市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「521ヘクタール」を「488ヘクタール」に改め、同条第6項中「19,290人」を「16,890人」に改め、同条第7項中「5,787立方メートル」を「5,067立方メートル」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(久喜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

2 久喜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(平成22年久喜市条例第215号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(受益者負担金に関する特例措置)

4 久喜市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例(令和8年久喜市条例第 号)第2条の規定による改正前の久喜市農業集落排水処理事業の受益者分担金に関する条例(以下この項において「旧条例」という。)第5条の規定により市長が受益者分担金を賦課した旧条例第2条の受益者のうち、旧条例別表の北青柳地区及び塚田地区の規定を適用して受益者分担金を賦課したのに対しては、第6条の規定にかかわらず、市長は、当該受益者分担金の

賦課の対象となった家屋又は事業所等の敷地の用に供されている土地に係る負担金を賦課しない。

令和8年1月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市下水道事業の持続的かつ効率的な事業運営を推進するため、北青柳地区農業集落排水及び塚田地区集落排水を公共下水道に接続することに伴い、関係条例について所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第106号

久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例(平成24年久喜市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

- 4 次条第1号で定める校務を分掌する市費負担教職員の義務教育等教員特別手当の月額、当該各号に定める額に3,000円を加算した額とする。

第16条の次に次の1条を加える。

(校務類型)

第16条の2 義務教育等教員特別手当は、次の各号に掲げる校務の種類に応じて支給する。

(1) 学級(特別支援学級を除く。)を担当する業務

(2) 前号に掲げるもの以外の校務

別表第2を次のように改める。

別表第2(第16条関係)

義務教育等教員特別手当

号給	月額(円)
1から4まで	1,400
5から8まで	1,600
9から12まで	1,700
13から16まで	1,700
17から20まで	1,800
21から24まで	1,900
25から28まで	2,000
29から32まで	2,100
33から36まで	2,200
37から40まで	2,300
41から44まで	2,400
45から48まで	2,600
49から52まで	2,700
53から56まで	2,800
57から60まで	3,000
61から64まで	3,200
65から68まで	3,300
69から72まで	3,400
73から76まで	3,500

77から80まで	3,700
81から84まで	3,800
85から88まで	3,800
89から92まで	3,900
93から96まで	4,000
97から100まで	4,100
101から104まで	4,200
105から108まで	4,300
109から112まで	4,400
113から116まで	4,400
117から120まで	4,500
121から124まで	4,600
125から128まで	4,700
129から132まで	4,700
133から136まで	4,700
137から140まで	4,700
141から144まで	4,700
145から148まで	4,800
149	4,900

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第16条に1項を加える改正規定及び第16条の次に1条を加える改正規定は、令和8年1月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この条例による改正後の久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例(以下「改正後の市費負担教職員条例」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の市費負担教職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和8年3月に支給する義務教育等教員特別手当に関する特例措置)

- 3 令和8年3月に支給する義務教育等教員特別手当については、改正後の市費負担教職員条例第16条の規定にかかわらず、次の表に掲げる額を支給する。ただし、改正後の市費負担教職員条例第16条の2第1号で定める校務を分掌する市費負担教職員の義務教育等教員特別手当については、次の表に掲げる額に3,000円を加算した額を支給する。

号給	月額(円)
1から4まで	0
5から8まで	200
9から12まで	300

13から16まで	100
17から20まで	200
21から24まで	100
25から28まで	200
29から32まで	300
33から36まで	200
37から40まで	300
41から44まで	200
45から48まで	400
49から52まで	500
53から56まで	200
57から60まで	400
61から64まで	600
65から68まで	300
69から72まで	400
73から76まで	300
77から80まで	500
81から84まで	600
85から88まで	400
89から92まで	500
93から96まで	400
97から100まで	500
101から104まで	400
105から108まで	500
109から112まで	600
113から116まで	400
117から120まで	500
121から124まで	600
125から128まで	700
129から132まで	500
133から136まで	300
137から140まで	300
141から144まで	300
145から148まで	400
149	500

令和8年1月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

埼玉県の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正に伴い、任期付市費

負担教職員の義務教育等教員特別手当の改定を行いたいので、この案を提出する
ものであります。

議案第107号

路線の認定について

次のとおり市道路線を認定することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
栗橋 284 号線	久喜市栗橋東五丁目	久喜市栗橋東五丁目	
栗橋 747 号線	久喜市佐間	久喜市高柳	

令和8年1月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第108号

路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜 2277 号線	久喜市古久喜	久喜市古久喜	
久喜 2278 号線	久喜市古久喜	久喜市古久喜	
久喜 2452 号線	久喜市上早見	久喜市上早見	
久喜 3301 号線	久喜市樋ノ口	久喜市樋ノ口	
久喜 4113 号線	久喜市古久喜	久喜市古久喜	
菖蒲 1495 号線	久喜市菖蒲町三箇	久喜市菖蒲町三箇	
菖蒲 1518 号線	久喜市菖蒲町三箇	久喜市菖蒲町三箇	

令和8年1月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道としての機能が失われたため廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第26号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和8年1月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 113,771 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和7年11月9日午後6時00分頃、相手方が運転する乗用車が久喜市太田袋地内の市道久喜216号線を走行中、舗装面と路肩の間に生じていた段差に左両輪が落ち込み、タイヤ、ホイール及び車軸が破損した。

令和8年1月7日

久喜市長 梅 田 修 一

報告第27号

専決処分の報告について（令和7年度久喜市一般会計補正予算（第9号））

令和7年度久喜市一般会計補正予算(第9号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和8年1月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年度久喜市一般会計補正予算(第9号)(別冊)

令和8年1月19日

久喜市長 梅 田 修 一

報告第28号

賃貸借契約の締結の報告について（複合機及びI Cカード認証印刷基盤等賃貸借）

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例（平成29年久喜市条例第20号）第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- | | |
|-----------------|--|
| 1 契約の名称 | 複合機及びI Cカード認証印刷基盤等賃貸借 |
| 2 契約の目的 | 賃貸借期間が満了する複合機を、I Cカードによる認証機能を有した機種と入れ替えることにより、事務環境の充実を図る。 |
| 3 契約の金額 | モノクロ0.7円、0.9円、3.0円（各1カウント当たり）
モノカラー5.0円、8.0円（各1カウント当たり）
フルカラー6.8円、7.0円、12.0円（各1カウント当たり）
執行予定総額 72,334,324円
（執行予定月額 1,174,005円、初期費用 1,893,980円） |
| 4 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 5 契約の相手方の住所及び氏名 | 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社埼玉支社
支社長 天野 倉 達 |
| 6 契約締結の年月日 | 令和7年11月28日 |
| 7 契約の期間 | 令和8年3月1日から令和13年2月28日まで |

令和8年1月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一